

有料職業紹介事業における返戻金制度に関する事項

当社は、返戻金制度を設けています。詳細は下記のとおりです。

返金制度の内容	有料職業紹介事業者は求職者が就職後、6ヶ月以内に求職者の責めに帰すべき事由により離職した場合は、紹介手数料(成功報酬)を下記の比率にて求人事業者に返戻する。
採用日～1ヶ月以内	紹介手数料の80%に相当する金額
1ヶ月超～3ヶ月以内	人材紹介料の50%に相当する金額
3ヶ月超～6ヶ月以内	人材紹介料の10%に相当する金額

2024年7月1日 ZEEN株式会社